

授賞選考委員会選考規程

第 326 回理事会（2013 年 7 月 24 日）承認
第 354 回理事会（2018 年 2 月 7 日）承認

（目的）

第 1 条 この規程は、授賞選考委員会が選考する日本農芸化学会賞、日本農芸化学会功績賞、農芸化学技術賞及び農芸化学奨励賞等の選考に関する事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第 2 条 各賞の選考基準は、次の通りとする。

- 1 日本農芸化学会賞は、農芸化学の分野で、学術上又は産業上、特に優秀な研究業績をおさめた正会員に授与する。
- 2 日本農芸化学会功績賞は、農芸化学分野の学術または学会活動に特に功績のあった正会員に授与する。日本農芸化学会賞の受賞者は授賞の対象としない。
- 3 農芸化学技術賞は、農芸化学分野において注目すべき技術的業績をあげた正会員あるいは賛助会員に授与する。その業績は実用的価値があることを要する。発表の形式は問わない。
- 4 農芸化学奨励賞は農芸化学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、なお将来の発展を期待し得る正会員に授与する。

受賞者の年齢は授賞の年の 4 月 1 日において満 40 歳以下であり、授賞の年の 4 月 1 日において、学生会員歴を含め 3 年以上継続して在籍し、かつその業績は本会会誌に発表されたものを含むものとする。ただし、応募時までに出産に伴う産前／産後休業や育児休業を取得した者は、1 回の出産につき 1 歳、性別を問わず年齢制限の延長を認めるものとする。また、介護休業を取得した場合は、その期間年齢制限の延長を認めるものとする。

（授賞候補者の推薦）

第 3 条 各賞の候補者推薦は、支部長又は正会員が所定の用紙に記入して推薦するものとする。候補者が当該支部に所属するかどうかは問わない。推薦の締切りは、理事会がこれを定める。

（選出件数）

第 4 条 委員会は推薦候補者のなかから、授賞の価値ありと認めたものにつき、日本農芸化学会賞 2 件以内、日本農芸化学会功績賞 2 件以内、農芸化学技術賞 4 件以内、農芸化学奨励賞 10 件以内を選出するものとする。

（報告）

第 5 条 授賞選考委員長は、選出したおののに選考理由をつけて、1 月 25 日までに会長に報告するものとする。

（受賞者の決定）

第 6 条 受賞者は、授賞選考委員会における選考結果に基づき、理事会が決定する。

附則

- 1 当分の間、授賞選考委員会は日本農学賞受賞候補者その他の選考を行うものとする。
- 2 この規程は、公益社団法人日本農芸化学会としての登記の日より施行する。